

# 意見陳述書

## 準備書面(33)

～津波の予見可能性に関する  
主張の到達点～

2015(平成27)年5月19日  
弁護士 西田 穰

# 予見可能性に関する争点

## ①「予見可能性の対象」の問題

被告らの責任を基礎づける予見可能性の対象は、どのような津波（地震）であるのか。

## ②「予見可能性の有無」の問題

被告らの責任を基礎づける知見の集積はあったといえるのか。

# 第1 予見可能性の対象

## 被告ら

⇒ 本件で発生したM9.0クラスの大地震や、O.P. +15.5メートルクラスの津波

## 原告ら

⇒ 福島第一原子力発電所において、その建屋の設置された敷地高さであるO.P. +10メートルを超える津波

# 第1 予見可能性の対象

☆敷地高さを超える津波が襲来すれば・・・

∴地上に遡上した津波の挙動は、予測困難

∴非常用電源設備は、被水に対して脆弱、かつタービン建屋地下にあった

⇒準備書面(26)第2、第3で詳述

☆敷地高さを超える津波が襲来しても・・・

∴適切な防護措置がなされていれば、本件事故を回避できた

⇒準備書面(25)、同(32)の第5で詳述

# 第1 予見可能性の対象

結果発生をもたらす現実的危険性のある事象を  
予見できれば、損害発生危険性を認識し、結果  
の回避措置をとることができた



予見可能性の対象は、福島第一原子力発電所に  
おいて、その建屋の設置された敷地高さである  
O. P. + 10メートルを超える津波

⇒原告準備書面(25)で詳述

# 第2 敷地高さを超える津波の襲来を 予見しうる知見の集積

## 対立の構図

津波評価技術（被告ら）

×長期評価（原告ら）

# 第2 敷地高さを超える津波の襲来を 予見しうる知見の集積

津波評価技術 × 長期評価

☆ 時間的側面

## 「津波評価技術」

⇒ 400年程度の歴史記録以外は考慮の対象から外す

C f . ※ 1万年に1度の基準・・・IAEA  
の「INSAG3」（1988年）、原  
子力安全委員会の「安全目標」（200  
3年）、「性能目標」（2006年）

## 「長期評価」

⇒ 歴史記録に限定せずに検討

# 第2 敷地高さを超える津波の襲来を 予見しうる知見の集積

津波評価技術×長期評価

☆場所(領域)的側面

「津波評価技術」

⇒大規模津波発生記録のない福島県沖は「空白域」

「長期評価」

⇒日本海溝の南北を通じての同一の構造に着目して、明治三陸地震等と同様の地震が、三陸沖北部から房総沖海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとした



# 第2 敷地高さを超える津波の襲来を 予見しうる知見の集積

津波評価技術 × 長期評価

原子力発電所における安全配慮

事故被害の甚大性、不可逆性に鑑み、深刻な災害を万が一にも起こらないようにすることが求められる



いずれの知見によるべきであったか？

⇒ 以上は、準備書面(21)で詳述

## 第2 敷地高さを超える津波の襲来を 予見しうる知見の集積

### 長期評価の知見を否定する根拠

領域についての信頼度が「やや低い（C）」

しかし・・・

⇨震源域が特定できない、すなわち「福島県沖で発生する」との特定ができないため

むしろ、「想定地震と同様の地震が領域内のどこかで発生すると考えられる」とも言及

なお、発生した津波地震の「規模」の信頼度は「高い（A）」とされている

⇒準備書面(30)で詳述

## 第2 敷地高さを超える津波の襲来を 予見しうる知見の集積

☆何故、「津波評価技術」策定で「長期評価」の知見が採用されなかったのか

- ・ 土木学会津波評価部会の委員・幹事等の過半数が電力業界関係者で、研究費は全額電力会社が負担
- ・ 計算波高を超える可能性の議論は、「（電力会社の）株主総会に説明できるものではない」（津波評価部会主査の首藤伸夫氏）

⇒準備書面(27)で詳述

## 第2 敷地高さを超える津波の襲来を 予見しうる知見の集積

☆長期評価に基づいた場合、いかなる津波が予見可能であったか

被告東電の試算（2008年）

明治三陸地震（1896年）の断層モデルを福島県沖日本海溝沿いに置いた試算

⇒福島第一原子力発電所1号機から4号機で最大15.7メートルにも達する津波

⇒準備書面(13)、準備書面(26)で詳述

## 第3 まとめ

「長期評価」（2002年）の知見を、「深刻な災害を万が一にも起こさせない」との視点から真摯に検討していれば、本件原子力発電所の敷地高さであるO. P. + 10メートルを超える津波の発生・襲来を予見し、これに基づく防護措置を講じていれば、全交流電源喪失は回避できた。